平成２３年（フ）第７３９号
岡山市北区平野1004番地１　レオパレスＬｅｏＨＩＲＡＮＯ202号
債務者　林　光太郎
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５２号
岡山市中区竹田189番地３　ラ・パルテール旭川八番館102号
債務者　一森　文夫
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２３号
横浜市都筑区川和台35番５号　中山テラス101
債務者　鈴木美重子
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
静岡市駿河区中田本町23番31号、住民票上の住所静岡市駿河区中田本町21番11号
債務者　佐藤二三代
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０３号
静岡市清水区蒲原小金399番地の12　レオパレススクエアーⅡ203号
債務者　齋藤　文昭
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４６０号
奈良市東登美ヶ丘５丁目５番24号
破産者　浅田　育子
１　決定年月日　平成24年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３５６号
札幌市東区北18条東７丁目２番24号　コーポＪＵＮ東9009―103号
破産者　蓼内由香里（旧姓芦田）
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
北海道浦河郡浦河町字井寒台467番地
破産者　道場　紀子（旧姓山崎）
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
岩手県一関市室根町折壁字大里113番地３
破産者　小野寺　董
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３１２号
仙台市青葉区芋沢字赤坂中27番地の５、開始決定時の住所仙台市泉区松森字前田57番地の１　ルミネール泉401
破産者　吉本　武史
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
静岡県静岡市葵区与一２丁目９番６号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡42番地の５
破産者　田中館正篤
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
仙台市泉区南光台南２丁目13番10号　フレグランス南光台102
破産者　菅野　　舞（旧姓中條）
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地12　アトラクティヴオマタⅢ201
破産者　山野　廣克
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６６４号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　107号棟307号室
破産者　東正自動車こと　小池　正昭
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９６号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　110号棟208号室
破産者　加藤　辰彦
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２１号
大阪府藤井寺市大井５丁目10番37号
破産者　跡部修次郎
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
神戸市兵庫区荒田町２丁目６番13号エクセランス湊川公園404、従前の住所滋賀県米原市志賀谷1498番地
破産者　川瀬　勝敏
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部